

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年3月31日（平成28年（行情）諮問第282号）

答申日：平成30年4月23日（平成30年度（行情）答申第15号）

事件名：平成27年司法試験問題漏えい事案の告発状（写し）等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書4（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、文書2を不開示としたことは、結論において妥当であり、その余の部分を開示としたことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月8日付け法務省人試第158号により法務大臣（以下「法務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

本件部分開示決定は法5条1号、4号及び6号を理由とするものである。

しかし、具体的にいかなる理由により不開示情報に該当するかが分からないから、これを明らかにしてもらうために異議申立てをする。

（2）意見書

ア 平成27年司法試験問題漏えい事案において、受験生Aは、特定考査委員の国家公務員法違反（守秘義務違反）について、少なくとも教唆犯又は幫助犯の関係に立つ。

そのため、特定考査委員及び受験生Aの個人識別情報は、慣行として公にすることが予定されている情報であるといえるから、法5条1号ただし書イに該当する。

イ 特定個人A事件に関する平成13年3月14日付の最高裁判所調査委員会報告書が、平成13年3月19日開催の第52回司法制度改

革審議会の配布資料にされたり、現在も首相官邸HPや特定議員のHPで公表されたりしている結果として、司法行政事務にどのような弊害が発生しているかが分かる文書を、最高裁判所は作成又は取得していない。

また、平成22年12月付の「いわゆる厚労省元局長無罪事件における捜査・公判活動の問題点等について（公表版）」を現在も法務省HPで公表している結果として、検察庁の事務にどのような弊害が生じているかが分かる文書を、法務省は作成又は取得していない。

さらに、特定考査委員が国家公務員法違反（守秘義務違反）で在宅起訴された平成27年10月7日の翌日、本件不開示決定等が出されているから、特定考査委員の捜査は既に終了していた。

そのため、本件文書は法5条4号ないし6号に該当しない。

ウ 本件文書2の不開示部分について

(ア) 特定考査委員が特定年生まれであり、同人の住所が「特定住所」であることは、「特定考査委員 住所」で検索すれば容易に判明することからしても、法5条1号ただし書イに該当する。

(イ) 前述したことからすれば、告発事実における犯行の詳細を起訴後に開示したとしても、被告が主張するような弊害は生じないといえるから、告発事実における犯行の詳細は法5条4号に該当しない。

(ウ) 司法試験委員会委員長山口厚の自署による署名及び押印が公にされたとしても、①被告が想定するような行為があった場合、有印公文書偽造罪及び偽造有印公文書行使罪によって処罰されるし、②司法試験に合格しているかどうかは官報で確認できるし、③司法試験合格証書において、司法試験委員会委員長の氏名は印刷されたものであるし、委員長個人の印鑑が使用されているわけではない点で、被告が想定するような弊害が生じるとはいえない。

そのため、司法試験委員会委員長山口厚の自署による署名及び押印は、法5条6号に該当しない。

エ 本件文書3及び文書4の不開示部分について

(ア) 本件受験生の氏名がAであることは法5条1号ただし書イに該当する。

(イ) 特定大学法科大学院修了生の全員が特定の試験場で受験するとは限らないし、本件受験生が司法試験を受験したのは2度目であったことからすれば、本件受験生がAであることを特定するに当たって、試験場名及び受験番号が特定の手がかりになるとはいえない。

実際、特定ウェブサイト等で本件受験生がAであることが特定された際、特定の手がかりとして試験場名及び受験番号が使われることはなかった。

そのため、試験場名及び受験番号は法5条1号前段に該当しない。

(ウ) 司法試験委員会の連絡先が法5条6号に該当することは認める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 司法試験制度及び平成27年司法試験問題漏えい事案について

ア 司法試験制度について

(ア) 司法試験の概要

司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士といった法曹実務家となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験である(司法試験法1条1項)。

司法試験の受験資格者は、法科大学院を修了した者、又は、司法試験予備試験(以下、第3において「予備試験」という。)に合格した者であり、これらの者が受験資格を取得してから最初の4月1日から5年を経過するまでの間、司法試験を受験することができる(同法4条1項)。

司法試験は、毎年1回、5月中旬頃に実施され、短答式試験と論文式試験による筆記の方法で行われている(同法2条1項)。

(イ) 司法試験の運営体制の概要

司法試験に関する事項を適正に管理するために、国家行政組織法8条及び司法試験法12条1項の規定に基づき、法務省の所轄の下に、委員7名から構成される司法試験委員会が置かれ、司法試験委員会において、司法試験の実施に関する事務等をつかさどる(同法12条2項)。

司法試験委員会の庶務は、法務省大臣官房人事課が行うとされ(司法試験委員会令7条)、同課所属の法務省職員において、司法試験委員会の庶務を行っている。

司法試験委員会の下には、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるための司法試験考査委員(以下「考査委員」という。)が置かれている(同法15条1項)。

考査委員は、司法試験委員会の推薦に基づいて、司法試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、法務大臣によって、毎年の試験ごとに任命されており、非常勤の国家公務員である(同法15条2項、3項)。

考査委員には、問題作成の段階から関与し、採点、合格者の判定に至る全過程の職務に従事する考査委員(以下、第3において「問作委員」という。)と、採点の段階から関与し、合格者の判定までの職務に従事する考査委員(以下、第3において「採点委員」という。)がある。

問作委員は、試験実施前年の10月頃に任命されてから5月の試験実施までの間、問題の作成を行い、試験実施後、論文式試験答案の採点、合格判定などの職務に従事し、採点委員は、試験実施後である6月頃に任命されてから、問作委員とともに論文式試験答案の採点、合格判定などの職務に従事している。

イ 平成27年司法試験の実施状況

平成27年司法試験は、平成27年5月13日、14日、16日、17日の4日間にわたり、全国7試験地において実施されており、開始初日から3日間にわたり論文式試験が実施され、最終日に短答式試験が実施された。

その後、同年6月4日、短答式試験の成績発表が行われ、短答式試験の合格に必要な成績を得た者については、引き続き、考査委員によって、論文式試験答案の採点が行われた。

同年9月7日の考査委員会議において、平成27年司法試験の合格者の判定が行われ、同判定に基づき、同日、司法試験委員会において、平成27年司法試験の合格者が決定された上、翌8日、その合格発表が行われた。

ウ 平成27年司法試験問題漏えい事案の概要

特定大学法科大学院法務研究科教授であった特定考査委員は、平成26年10月17日、平成27年司法試験の考査委員に任命され、公法系科目（憲法分野）担当の問作委員として、平成27年司法試験の問題作成等の職務に従事していた。

特定考査委員は、平成27年司法試験の実施前に、特定大学法科大学院修了者であった受験者Aに対して、平成27年司法試験の問題を教示した上、論述すべき事項について詳細に指導するという漏えい行為を行った。

エ 漏えい事案発覚後に採られた措置

平成27年8月上旬頃、受験者Aの答案を採点していた考査委員から情報提供がなされたことを端緒として、司法試験委員会において秘密裏に調査を開始し、調査の結果、特定考査委員による上記漏えい行為を認めるに至った。

同年9月8日、司法試験委員会は、特定考査委員を国家公務員法違反（同法109条12号、100条1項、守秘義務違反）の事実で東京地方検察庁に刑事告発し、同日、法務大臣は、特定考査委員を平成27年司法試験考査委員の地位から解任した。

また、受験者Aについては、同月5日、司法試験委員会において、司法試験法10条の規定に基づき、平成27年司法試験の受験を禁止して採点の対象から除外するとともに、将来についても5年間、

司法試験及び予備試験の受験を禁止するとの行政処分を行った。

司法試験委員会は、同月8日、漏えい事案の概要、特定考査委員及び受験者Aについて採られた措置の内容及び漏えい事案発生の原因を詳しく調査するとともに再発防止策を検討するためのワーキングチームを設置するとの方針を公表した。

オ 公表後の経緯

平成27年9月15日、司法試験委員会の下に、法曹実務家7名から構成された、「司法試験出題内容漏えい問題に関する原因究明・再発防止検討ワーキングチーム」（以下、第3において「ワーキングチーム」という。）が設けられた。

ワーキングチームにおいては、原因究明の調査及び再発防止策の検討を進め、同年10月21日、「平成28年司法試験考査委員の体制に関する提言」を取りまとめ、平成28年司法試験について、研究者・実務家を問わず、法科大学院において現に指導をしている者は司法試験の問題作成に従事しないことなどを提言し、同日、司法試験委員会において、同提言の基本方針に従って、平成28年司法試験の考査委員の推薦を行っていくことを決定した。

その後も、ワーキングチームにおいては、引き続き、関係者に対するヒアリング等の原因究明の調査及び再発防止策の検討を進めている。

なお、特定考査委員は、平成27年10月7日、国家公務員法違反（同法109条12号、100条1項、守秘義務違反）の事実により起訴され、同年12月10日、第1回公判において、起訴事実を認め、同月24日、懲役1年執行猶予5年の判決の言渡しを受け、平成28年1月8日、同判決が確定した。

(2) 部分開示とした理由について

ア 異議申立人は、平成27年9月8日付け同人作成に係る行政文書開示請求書において、「平成27年度司法試験の憲法の問題が漏洩していた事件」に関して「法務省が作成し、又は取得した文書」の開示を求めたものである。

この点、「平成27年度司法試験の憲法の問題が漏洩していた事件」、すなわち、前述の平成27年司法試験問題漏えい事案に関して「法務省が作成し、又は取得した文書」は、①平成27年司法試験問題漏えい事案の告発に関連する文書、②同事案に関する司法試験考査委員等からの聴取報告書、③同事案に関する書面等の入手報告書、④同事案に関する法務省等による調査報告書、⑤同事案の関係者等からの陳述書及び上申書、⑥同事案に係る司法試験委員会決定に関する文書により構成されている。

そして、上記①ないし⑥の文書は、関係者の氏名等特定の個人を識別することができる個人情報に記載されていること（法5条1号）、公にすることにより、犯罪の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されていること（法5条4号）、国家機関である考査委員や司法試験委員会の審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報が記載されていること（法5条5号）、公にすることにより、司法試験の実施業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されていること（法5条6号）から、平成27年10月8日、後述する文書4点を除いて、不開示とする旨の決定を行った。

イ 他方で、上記（1）の①ないし⑥の文書のうち「平成27年司法試験考査委員の不正な行為について」と題する書面（文書1）、平成27年9月8日付け司法試験委員会名の告発状（文書2）、同月4日付け司法試験委員会委員長山口厚名の「行政手続法に基づく弁明の機会の付与について（通知）」と題する文書（文書3）及び同月5日付け同人名の「司法試験法第10条の規定に基づく決定について（通知）」と題する文書（文書4）の4点の文書については、比較的開示の弊害が少ないことに鑑みて、同年10月8日付け行政文書開示決定通知書（以下、第3において「部分開示決定書」という。）に記載のとおり、同日、異議申立人に対して、部分開示を行った。

もっとも、文書2の告発人の肩書き及び氏名、被告発人の生年月日、年齢及び住所、告発事実のうち犯行の詳細、文書3の被通知者名、試験場名及び司法試験委員会の連絡先並びに文書4の被通知者名、別添の個人名、生年月日、試験場名、受験番号の各部分は、部分開示決定書に記載のとおり、なお開示の弊害が認められることから、不開示とする旨決定したところである。

すなわち、文書2、文書3及び文書4の上記各部分は、特定の個人を識別することができる個人情報に記載されていること（法5条1号）、公にすることにより、国家公務員法違反等の犯罪の予防、捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されていること（法5条4号）、公にすることにより、司法試験の実施業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されていること（法5条6号）から、いずれも不開示としたものである。

これに対し、異議申立人は、具体的にいかなる理由により不開示部分が不開示情報に該当するかが分からないと主張するが、文書2、文書3及び文書4の不開示部分の性質に照らせば、上記各事由に該

当することは自ずと明らかである。

以下、念のため、異議申立人の主張に理由がないことを詳述する。

(3) 異議申立人の主張に理由がないことについて

ア 文書2について

文書2は、司法試験委員会において、特定考査委員を国家公務員法違反の事実で東京地方検察庁に刑事告発するに際して、同検察庁に提出した告発状である。

- (ア) 文書2の不開示部分のうち被告発人の生年月日、年齢及び住所は、被告発人である特定考査委員の個人に関する情報であって、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものである（法5条1号後段）。この点、特定考査委員の氏名、肩書き等については、漏えい事案の発覚によって、広く一般に知られているものであるが、特定考査委員の生年月日、年齢、住所といった情報を公にすれば、特定考査委員のプライバシー権、財産権その他の個人の正当な利益を著しく害するおそれが大きいことから、法5条1号後段に該当する。なお、特定考査委員は、考査委員という非常勤の国家公務員であるが、生年月日、年齢、住所という情報は、公務員の職及び職務遂行の内容に係るものではなく、法5条1号ただし書に該当するものではない。
- (イ) 文書2の不開示部分のうち告発事実のうち犯行の詳細は、公にすることにより、捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある情報である（法5条4号）。すなわち、上記部分開示決定が行われた平成27年10月8日は、上記1（5）記載のとおり、特定考査委員が国家公務員法により起訴された直後の時期であり、特定考査委員の公判が係属していた最中であつたところ、告発事実のうち犯行の詳細は、未だ非公表の内容であつて、法務省の調査により刑事告発段階で認定していた事実関係にわたるものである。これを公にすれば、特定考査委員によって、受験者Aへの口裏合わせ、身内と通じたアリバイ作出等の罪証隠滅工作を誘発するおそれがあつたものであるから、法5条4号に該当する。
- (ウ) 文書2の不開示部分のうち告発人の肩書き及び氏名は、刑事訴訟規則58条1項、同規則60条により、司法試験委員会委員長山口厚の自署による署名及び押印がなされているところ、公にすることにより、司法試験の実施業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号）である。すなわち、これを公にすることとなれば、同人の署名及び押印を模倣した文書を容易に偽造することが可能となり、司法試験委員会委員長名義の偽造文書が流布する危険を招き、例えば、司法試験委員会委員長名義による司法試験の合

格証書などを偽造して就職に利用したり他の国家試験出願に利用したりするなどの事態を生じかねない。となれば、国民の司法試験への信頼を失墜させ、司法試験の実施業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすこととなり、法5条6号に該当する。

イ 文書3について

文書3は、司法試験委員会において、受験者Aに対して、司法試験法10条の規定に基づき、平成27年司法試験の受験を禁止して採点の対象から除外するなどの行政処分を行うに先立ち、行政手続法13条及び同法30条の規定により、当該処分を受けることとなる受験者Aに弁明の機会を付与した通知書である。

(ア) 文書3の不開示部分のうち被通知者名は、司法試験委員会から弁明の機会を付与された相手方である受験者Aの氏名が記載されているところ、氏名等特定の個人を識別することができる情報であり、法5条1号前段に該当する。

(イ) 文書3の不開示部分のうち試験場名は、受験者Aが平成27年司法試験を受験した受験会場が記載されているところ、受験者Aが特定大学法科大学院修了生であることや、平成27年司法試験の合格者に含まれていないことなど他の情報と照合することにより、受験者Aを識別することができることとなる情報であって、法5条1号前段に該当する。

(ウ) 文書3の不開示部分のうち司法試験委員会の連絡先は、司法試験委員会内部で緊急対応のために使用している2種類の携帯電話の電話番号が記載されている。これらの携帯電話番号は一般に公表していない電話番号であって、司法試験の実施運営に際して部内で緊急対応をとる必要のある際に用いているものであるところ、受験者Aに弁明の機会を付与するに当たり極めて緊急の対応を必要としたことから、文書3に連絡先として記載したものである。すなわち、これらの携帯電話番号を公にすると、同番号に受験者その他一般人から司法試験委員会への照会や問合せの電話がかけられるなどして、緊急対応時にこれらの携帯電話を使用できなくなるおそれが極めて大きく、司法試験の実施業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすことから、法5条6号に該当する。

ウ 文書4について

文書4は、司法試験委員会において、受験者Aに対して、司法試験法10条の規定に基づき、平成27年司法試験の受験を禁止して採点の対象から除外するなどの行政処分を行った際の決定通知書であり、別添として、決定内容及びその理由を記載した司法試験委員会決定が添付されている。

文書4の不開示部分である被通知者名、別添の個人名は受験者Aの氏名が記載され、また、生年月日、試験場名及び受験番号は、受験者Aの生年月日、受験者Aが平成27年司法試験を受験した際の受験会場及び受験番号が記載されている。すなわち、被通知者名及び別添の個人名は、氏名等特定の個人を識別することができる情報にほかならず、試験場名及び受験番号についても、前述のとおり、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報であって、いずれも法5条1号に該当する。

(4) 結論

以上のとおり、文書2、文書3及び文書4の不開示部分については、法5条1号、4号及び6号に該当する情報が記載されていることから、これらを不開示とした処分庁の決定は相当である。

2 補充理由説明書

- (1) 文書2の不開示部分について、不開示とした告発人の肩書き及び氏名は、刑事訴訟規則58条1項、同規則60条により、司法試験委員会委員長山口厚の自署による署名押印がなされているところ、法5条6号の「公にすることにより、司法試験の実施業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」である。すなわち、これを公にすることとなれば、同人の署名及び押印を模倣した文書を容易に偽造することが可能となり、司法試験委員会委員長名義の偽造文書が流布する危険を招き、例えば、司法試験委員会委員長名義による司法試験の合格証書などを偽造して就職に利用したり他の国家試験出願に利用したりするなどの事態を生じかねない。となれば、国民の司法試験への信頼を失墜させ、司法試験の実施業務の適正な遂行に支障を及ぼすこととなり、法5条6号に該当するため不開示とする旨説明していたものである。

上記に加え、以下、補足説明する。

当該不開示部分には、告発人の署名及び印影があるが、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号前段に該当するため、不開示とすることが相当である。

- (2) 理由説明書及び本補充理由説明書において、「法5条6号に該当する」旨の説明は、「法5条6号柱書きに該当する」旨の説明であることから、補足で説明する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成28年3月31日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年4月21日 | 異議申立人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同日 | 審議 |

- ⑤ 平成29年9月14日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 平成30年2月22日 審議
- ⑦ 同年3月5日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑧ 同年4月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書1ないし文書4である。

処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、異議申立人は、原処分の取消しを求めているが、意見書において、文書3の司法試験委員会の連絡先が不開示条項に該当することは認めるとしている。

これに対して、諮問庁は、不開示とした部分は、法5条1号、4号及び6号柱書きに該当するとして原処分を妥当としているところ、文書2は、捜査機関に提出した告発状の写しであるとしていることから、文書2は、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）53条の2第1項の訴訟に関する書類に該当する可能性があるため、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、異議申立人が開示すべきとする部分の訴訟に関する書類該当性及び不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 訴訟に関する書類該当性について

- (1) 刑訴法53条の2第1項は、訴訟に関する書類については、法の規定を適用しない旨を規定しているところ、同項に定める訴訟に関する書類とは、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類をいい、刑訴法53条の訴訟記録に限られず、不提出記録及び不起訴記録もこれに該当するものと解される。

刑訴法53条の2第1項が訴訟に関する書類につき法の規定の適用を除外した趣旨は、これらの書類が典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれが多いものであることから、これらの書類の取扱いを刑事訴訟手続等に委ねるとしたものである。

- (2) 告発状は、捜査の端緒となる告発（刑訴法239条）の内容を示す文書であり、被疑事件に関して作成又は取得された書類であるところ、告発状の取扱いについては、刑訴法242条の規定等により、当該公訴事件の事件記録に編てつされ、捜査中であれば刑事事件の捜査記録、公訴提起がされた場合であれば当該事件の訴訟記録又は不提出記録、不起訴処分とされた場合であれば当該事件の不起訴記録の一部として保管されるものであるから、告発状は、刑訴法53条の2第1項に定める訴訟に関する書類に該当するものである。

文書2は、告発状の写しであるが、その場合でも、内容は原本と全く

同一であることから、訴訟に関する書類に該当するものと認められる。

以上を踏まえると、文書2は、訴訟に関する書類に該当するものであるから、刑訴法53条の2第1項の規定に基づき、法の規定が適用されないものと認められ、不開示としたことは結論において妥当である。

3 不開示情報該当性について

文書3（司法試験委員会の連絡先を除く。）及び文書4の不開示部分について

文書3は、司法試験委員会が、受験者Aに対して、司法試験法10条の規定に基づき、平成27年司法試験の受験を禁止して採点の対象から除外するなどの行政処分を行うに当たり、弁明の機会を付与する旨通知した通知書の写しであり、文書4は、当該行政処分を行うことを決定した旨通知した決定通知書の写しである。

文書3では、受験者Aの氏名及び試験場名が、文書4では、受験者Aの氏名、生年月日、試験場名及び受験番号が不開示とされている。

当該不開示部分は、一体として法5条1号本文前段に規定する受験者Aの個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、当該部分のうち受験者Aの氏名、生年月日及び受験番号は、個人識別部分であると認められることから、部分開示の余地はなく、試験場名については、これを公にすると、特定大学の関係者には受験者Aが特定される可能性が否定できず、特定の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とすべきとしている部分のうち、文書2は刑訴法53条の2第1項に規定する訴訟に関する書類に該当し、法が適用されないと認められるので、不開示としたことは結論において妥当であり、その余の部分は、同条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

- 文書 1 平成 27 年司法試験考査委員の不正行為について
- 文書 2 告発状（写し）
- 文書 3 行政手続法に基づく弁明の機会の付与について（通知）（写し）
- 文書 4 司法試験法第 10 条の規定に基づく決定について（通知）（写し）